

新型コロナウイルスに関する島根県・鳥取県からのお願い

# 山陰両県へお越しの皆様へ

県外からお越しの方は、**自らが感染を拡大する原因**となる可能性を十分に意識して、**外出を極力控え、体調管理を徹底**するなど、**慎重に行動**をお願いします。

**「三つの密」**を避け、咳エチケットに配慮していただくようお願いします。

【三つの密】①密閉空間,②密集した場所,③密接した会話

風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、以下の関係各機関へご相談ください。



## 島根県

**「帰国者・接触者相談センター」**  
<受付時間:8時30分～21時00分(土日・祝日含む)>  
なお、緊急の場合はこの限りではありません。

松江保健所	0852-33-7673
雲南保健所	0854-47-7778
出雲保健所	0853-24-7028
県央保健所	0854-84-9812
浜田保健所	0855-29-5970
益田保健所	0856-31-9512
隠岐保健所	08512-2-9600
県庁健康推進課	FAX:0852-22-6328 ※ 聴覚等に障がいのある方は FAXをご利用いただけます。



## 鳥取県

**「発熱・帰国者・接触者相談センター」**  
<24時間対応(土日・祝日含む)>

鳥取市保健所	0857-22-5625 (平日8:30～17:15) 0857-22-8111 (上記の時間以外) FAX:0857-22-5669
倉吉保健所	0858-23-3135 0858-23-3136 FAX:0858-23-4803
米子保健所	0859-31-0029 FAX:0859-34-1392